TRAFFIC SAFETY PRAYER OF THE WORLD

7月　安協だより

発行所　**盛岡交通安全協会**
岩手県盛岡市紺屋町 2-9
TEL 019-624-0644
FAX 019-624-0674

内舘茂盛岡市長（写真左）及び太田淳盛岡東警察署長（写真右）から御祝辞を頂戴しました。

令和８年度盛岡交通安全協会定時総会は盛会に終了しました

令和８年５月２８日（木）、盛岡市勤労福祉会館５階大ホールにて令和８年度盛岡交通安全協会定時総会を開催いたしました。定時総会では、以下の議案が審議され、すべて可決されました。

○令和７年度交通安全運動等事業報告について
○令和７年度収支決算の承認について
○令和８年度交通安全運動等事業計画（案）について
○令和８年度収支予算（案）について
○役員改選について

役員改選では、大畑正二会長が任期満了で会長を退任し、新たに武田克彦氏（昭栄建設株式会社）が新会長に就任しました。

新役員については次のとおりです。

会　長　武田 克彦（昭栄建設株式会社）
副会長　熊谷 春夫（浅岸分会）
副会長　板谷 倉治（青山分会）
副会長　藤沢 光一（滝沢市交通指導隊長）
副会長　古舘 謙護（雫石地区防犯交通安全協会）
理　事　菊田　隆（見前分会）
理　事　重石 清明（乙部地区分会）
理　事　吉田 佳彦（飯岡分会）
理　事　巴　武親（仙北分会）
理　事　細矢 克己（東分会）
理　事　髙橋 敏明（北山分会）
理　事　阿部　勉（太田地区防犯交通安全協会）
理　事　南部　宏（松園地区防犯交通安全協議会）
理　事　細田 重則（みたけ地区分会）
理　事　花坂 洋行（玉山地区）
理　事　田沼 一男（大釜南分会）
理　事　井上 靖宏（元村東分会）
理　事　長澤 貴夫（西山地区防犯交通安全協会）
理　事　玉澤 賢一（株式会社岩手銀行）
理　事　天内 康雄（日本たばこ産業株式会社）
理　事　澤田 徳伸（昭栄建設株式会社）
理　事　藤原　誠（岩手県北自動車株式会社）
監　事　吉田 幸夫（仙北分会）
監　事　宮野 勇夫（盛岡盛南地域安全協会）
監　事　阿部　優（松園地区防犯交通安全協議会）
事務局長　上野 貴之（盛岡交通安全協会）

新会長に就任した武田克彦氏

交通死亡事故発生状況　6 月 18 日現在

5/29（金）　晴　夜間 午後 7 時 10 分頃	雫石町上野 国道 46 号	①普通乗用車（34 歳男） ②大型貨物（40 歳男）	①が対向車線にはみ出し、 ②に衝突
5/31（日）　晴　昼間 午前 6 時 25 分頃	盛岡市上米内 国道 455 号	①普通自動二輪車（57 歳男） ②普通乗用車（76 歳男）	①が対向車線にはみ出し、 ②に衝突
6/9（火）　晴　昼間 午前 10 時 18 分頃	滝沢市巣子 市道	①普通貨物車（44 歳男） ②大型自動二輪車（57 歳男）	①が右折時、対向直進し てきた②に衝突

令和８年９月１日改正道路交通法が施行されます！

これまで、道路標識などのない生活道路における自動車の法定速度の上限は 60km/h と定められていました。

しかし、生活道路においては、歩行中や自転車乗用中に死傷した人の割合が高い傾向にあることから、今年（2026 年）９月から主に道幅 5.5m未満の生活道路における自動車の法定速度が 30km/h に引き下げられることになりました。こうした道路は全国の国道・都道府県道・市町村のうち、およそ７割を占めます。

警察庁・都道府県警察

１．法定速度 30km/h に引き下げられる道路

○ 主に地域住民の日常生活に利用される中央線等が無い道路

２．法定速度が変わらない引き続き 60km/h である道路

○ 中央線や車両通行帯が設けられている一般道路

○ 中央分離帯等が設けられ、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

○ 高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速者線及び減速車線を除いたもの

○ 自動車専用道路

３．道路標識等により最高速度が指定されている道路

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、指定されている速度が自動車の最高速度となります。

最高速度は 30km/h です。

最高速度は 40km/h です。

盛岡東警察署・盛岡市くらしの安全課・盛岡交通安全協会共同で啓発活動を実施

６月 10 日（水）、都南中央公園近くの横断歩道において、歩行者優先意識を浸透させる啓発活動を実施しました。

６月 17 日（水）、マルイチ緑が丘店において買い物に来たお客様（100 名）に反射材の配布を行いました。

免許更新の際には、交通安全協会にご入会をお願いします。

加入していただいた「会費」は、反射材や横断旗等様々なものに有効に使われております。